

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

富山市長 森 雅志

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富山地域 蝸川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 2 6 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

| | |
|-------------------|-----------------------|
| ○経営体数 | 5 経営体 |
| ・認定農業者数 | 3 経営体 (うち法人 1 経営体) |
| ・認定新規就農者 | 0 経営体 |
| ・集落営農（任意組織）、その他法人 | 2 経営体 |
| ・準担い手 | 0 経営体 |

4. 地域農業の将来のあり方

土地利用型農業については、認定農業者並びに集落営農組織が、水稻、大豆及び麦の二毛作や種子生産を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けることで耕作放棄地を解消するとともに、それぞれが 1 0 h a から 2 0 h a 程度の経営規模を目指す。また、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農作業機械を更新し、生産費のコストダウンを図る。

園芸農家については、栽培技術の向上や新技術導入による品質・収量の安定化を図り、経営の安定を目指す。

後継者等も含め、新規就農者の育成に努める。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。